




# 訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、 「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メールや事業者のウェブサイトの専用フォームなどの電子媒体に加え、ハガキなど文書で通知することもできます。

## クーリング・オフ手続きについて(メール等の場合)

 契約書面を受け取った日を含めて8日以内(例外もあります)に通知します。

 送信したメールは大切に保存してください。ウェブサイトの専用フォーム等は、画面のスクリーンショットを大切に保存してください。

 支払った代金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。

※ハガキなど文書で通知する場合は、両面をコピーし「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。コピーは大切に保管してください。

**専門の相談員が問題解決の方法と一緒に探します。あきらめないで、まずは相談を!**

※ハガキの場合も、同内容を記載します。

**困ったときは、お近くの消費生活センターにご相談ください。**

名称	電話番号	名称	電話番号
新潟市消費生活センター	025-211-2370	佐渡市消費生活センター	0259-57-8143
長岡市消費生活センター	0258-32-0022	魚沼市消費生活センター	025-792-8844
上越市消費生活センター	025-525-1905	南魚沼市消費生活センター	025-772-2541
三条市消費生活相談窓口	0256-34-5553	胎内市消費生活相談窓口	0254-43-6111
柏崎市消費生活センター	0257-23-5355	聖籠町消費生活センター	0254-27-1958
新発田市消費生活センター	0254-28-9110	弥彦村住民福祉課	0256-94-3132
小千谷市消費生活相談窓口	0258-83-3509	田上町町民課	0256-57-6115
加茂市消費生活相談窓口	0256-52-0134	阿賀町まちづくり観光課	0254-92-4766
十日町市消費生活センター	025-757-3740	出雲崎町町民課	0258-78-2294
見附市消費生活相談窓口	0258-62-1700	湯沢町町民課	025-784-3453
村上市消費生活センター	0254-75-8941	津南町税務町民課	025-765-3113
燕市消費生活相談窓口	0256-77-8302	刈羽村産業政策課	0257-45-3913
糸魚川市消費生活相談窓口	025-552-1511	関川村総務課	0254-64-1476
妙高市消費生活相談窓口	0255-74-0042	粟島浦村産業振興課	0254-55-2111
五泉市消費生活センター	0250-47-4578		
阿賀野市消費生活相談窓口	0250-62-2510	新潟県消費生活センター	025-285-4196

●相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口によって異なります。

このリーフレットについてのお問い合わせ **【新潟県消費生活センター】 ☎025-281-5516**

## 通知書の例

宛先:xxxx@xxxx.co.jp  
件名:クーリング・オフ通知

〇〇株式会社 御中

次の契約を解除します。  
契約年月日 令和〇年〇月〇日  
商品名 〇〇〇〇  
契約金額 〇〇〇〇〇〇円  
販売会社 株式会社〇〇〇〇  
 営業所 担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇円を返し、  
商品を引き取ってください。  
令和〇年〇月〇日  
新潟県〇市〇町〇丁目〇番〇号  
氏名 〇〇〇〇



**みんなで防ごう!  
悪質商法に**


**レッドカード!!**

高齢者の見守りは地域でワンチーム。悪質商法を見逃さない。

商品の購入や契約に関するトラブルは  
**消費者ホットライン**  
局番なし **188**  
泣き寝入りは「いやや!」

局番なしの188にお電話ください。  
音声ガイダンスにしたがって居住地の郵便番号を入力すると  
お近くの消費生活センター等相談窓口につながります。

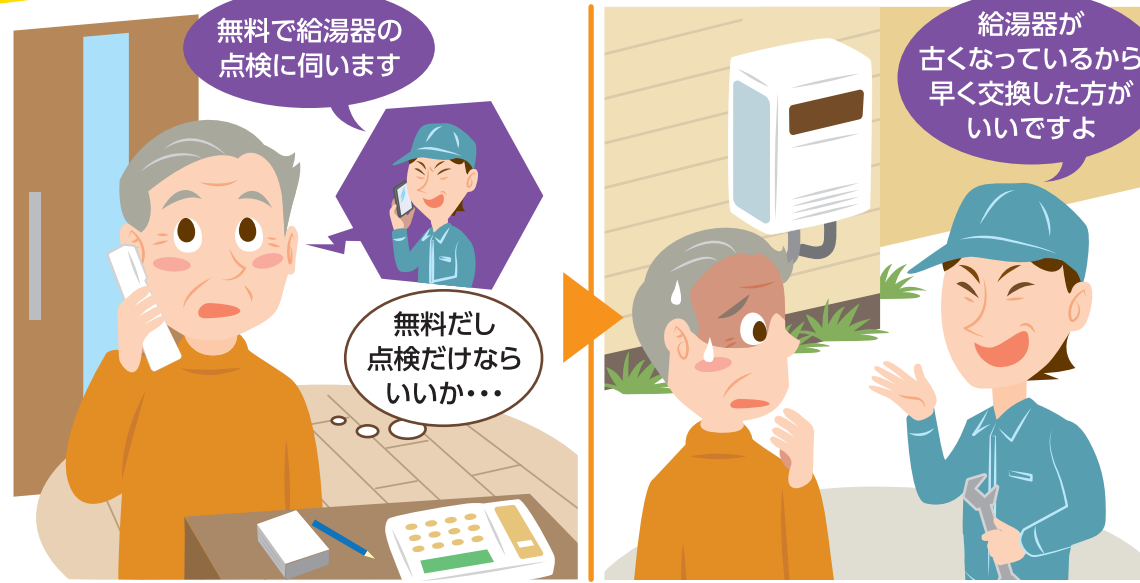
相談者や相談内容に関する秘密は守られます  
新潟県消費生活センター 検索



# 「おかしいな?」と思ったらすぐ相談! 悪質商法を見逃さない!!

## 点検商法

「早く交換した方がいい」など不安をあおられ契約を迫られた!



### ここに注意

- その場で判断しない。
- 点検と言われても安易に信じない。
- 少しでもおかしいと思ったら、消費生活センターや身近な人に相談する。

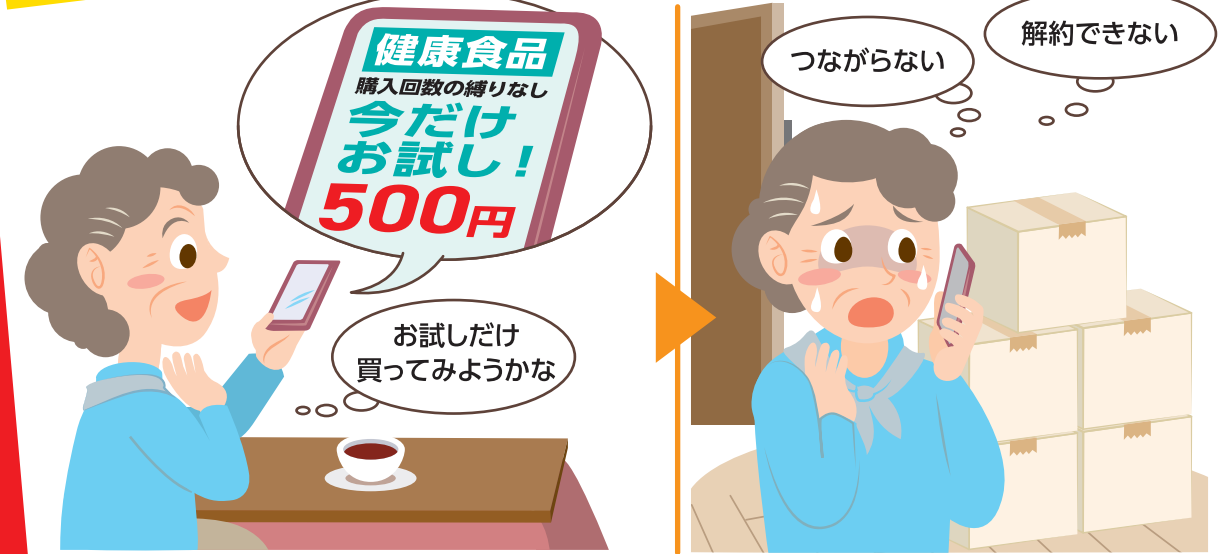
### 見逃さない

- 「本当に必要なの?」など周りからの声掛けで被害に気づくことも。
- 見慣れない契約書・請求書がないか、困った様子がないか気にかける。

分電盤・リフォーム(外壁・床下・屋根)などでも同様のトラブルがあります。

## 通信販売トラブル

「お試し価格」で購入したら、「定期購入が条件」だった!



### ここに注意

- SNSやネット上の情報を安易に信用しない。
- 安さを強調した広告に注意する。
- 注文確認前に、購入・返品条件をよく確認する。
- ネット通販では、広告や最終確認画面をスクリーンショット\*で保存する。

### 見逃さない

- 見慣れない商品が増えたり、定期的に同じ商品が届いていないか気にかける。

通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。

\*パソコンやスマートフォンなどの画面上に表示されている情報を画像として記録する機能のこと。

## 架空・不当請求

身に覚えのない請求がきた!



### ここに注意

- 見覚えのない電話番号にはすぐに出ない。
- 安易に住所、氏名、生年月日など個人情報は教えない。
- 金銭を要求されても、絶対に支払わない。

### 見逃さない

- 防犯機能付電話機の活用を促す。

架空・不当請求には、電話のほか、SMS(ショートメッセージサービス)、電子メールを送りつける手口もあります。

## 電話勧誘トラブル

海産物購入をしつこく勧められた!



### ここに注意

- 不要ならきっぱりと断る。
- 一方的に商品が届いても、受け取りを拒否する。
- 代金は絶対に支払わない。

### 見逃さない

- 見慣れない契約書・請求書がないか、困った様子がないか気にかける。